

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

国においては、第4期介護保険事業計画策定時に、団塊の世代が高齢期を迎える平成26年度を目標として事業を展開することとしています。介護保険事業計画だけでなく、高齢者の保健福祉事業においても、現在の高齢者施策はもちろんのこと、これから高齢期を迎える団塊の世代の動向を常に視野に入れた事業展開が必要となります。

従って、この計画では、高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画の基本理念を継承することとし、この基本理念の実現を目指して積極的に事業を進めることとします。

<基本理念>

高齢者が住み慣れた地域で、快適な生活が営めるよう、
総合的な福祉の増進に努めます。

～ 活動的で生きがいに満ちた
「活動的な85歳」の実現と
みんながみんなに優しいまちづくりの実現 ～

～ 高齢者が介護を要する状態になっても、その人らしい
生活を自分の意志でおくることができる「高齢者の尊厳を
支えるケア」の確立 ～

2 基本目標

基本理念に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会を実現するため、第4期計画で取り組んできた施策の成果や介護保険制度の改正を踏まえ4つの計画目標を定めます。

1 健康づくり・介護予防の推進

健康寿命を延ばして永く健やかに暮らせるよう健康の維持・増進のための各種支援策を充実するとともに保健事業の推進を図ります。

また、高齢者に対し、高齢者施策と地域支援事業の連携により、効果的な介護予防事業の推進を図ります。

2 いきいきと活躍できる地域社会づくり

高齢者が働く意欲や活躍の場を持ち、豊富な知識と経験を活かしていきいきと活動できるよう、地域活動などの社会参加活動を積極的に推進していきます。

3 地域全体で支える基盤整備

高齢者が、介護を必要とする状態になってもできる限り住み慣れた地域や家庭で安心して暮らすことができるよう、介護サービス基盤の整備や人材の確保・育成への支援に向けた取り組みを進めるとともに、サービスの質の向上を図る仕組みをさらに整備していきます。

4 地域における相互支援システムづくり

人々がよりよい環境で共存・共栄できる社会を目指し、ともに支え合う地域に根差した互助体制を推進していきます。

要支援・要介護者を抱えた家族などの介護者の負担も考えながら、高齢者介護を社会全体で担う体制を強化していきます。

高齢者が介護を要する状態になっても、その人らしい生活を自分の意志で送ることを可能とする地域にあった「高齢者の尊厳を支えるケア」を確立することを目指します。

家族構成や意識の変化、社会経済状況が変化するなか、福祉そのものが今までの限られた少数の人々を対象とするものから、すべての人々を対象とする普遍的な問題へと変わってきました。

燕市においても、自助・共助・公助のバランスの取れた福祉のしくみづくりを進めており、国の福祉制度が毎年大きく変わりつつあるなかで、地域を中心にした新しい福祉体制の整備が必要です。そのなかで、公平性の視点からサービスの利用と負担をより適正で公平なものにしていくとともに、サービス事業者自身の苦情対応やサービス向上を支援するために事業者等との協働体制の強化や適正な評価の実施を行っていきます。

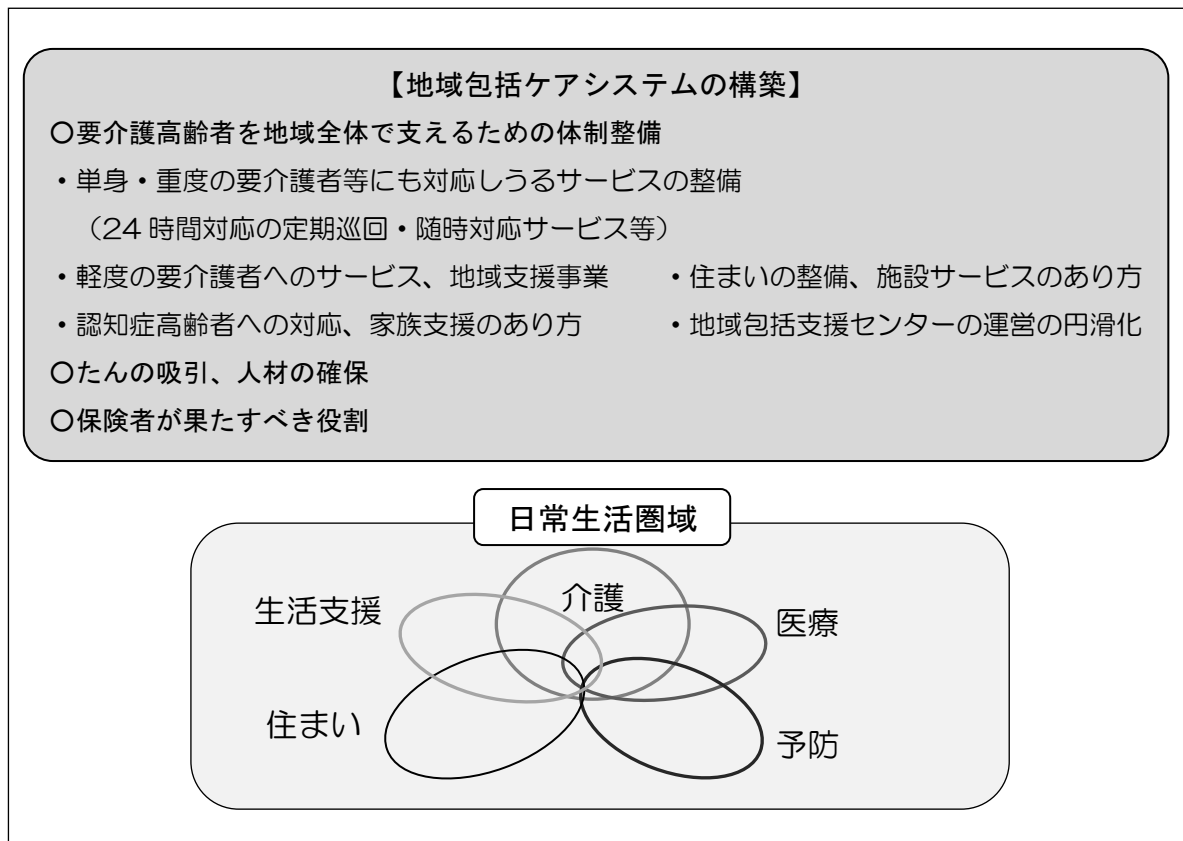
3 基本的方向

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続した生活ができるよう地域包括ケアの考え方に基づき施策を推進していきます。

(1) 地域包括ケアの基本的な考え方

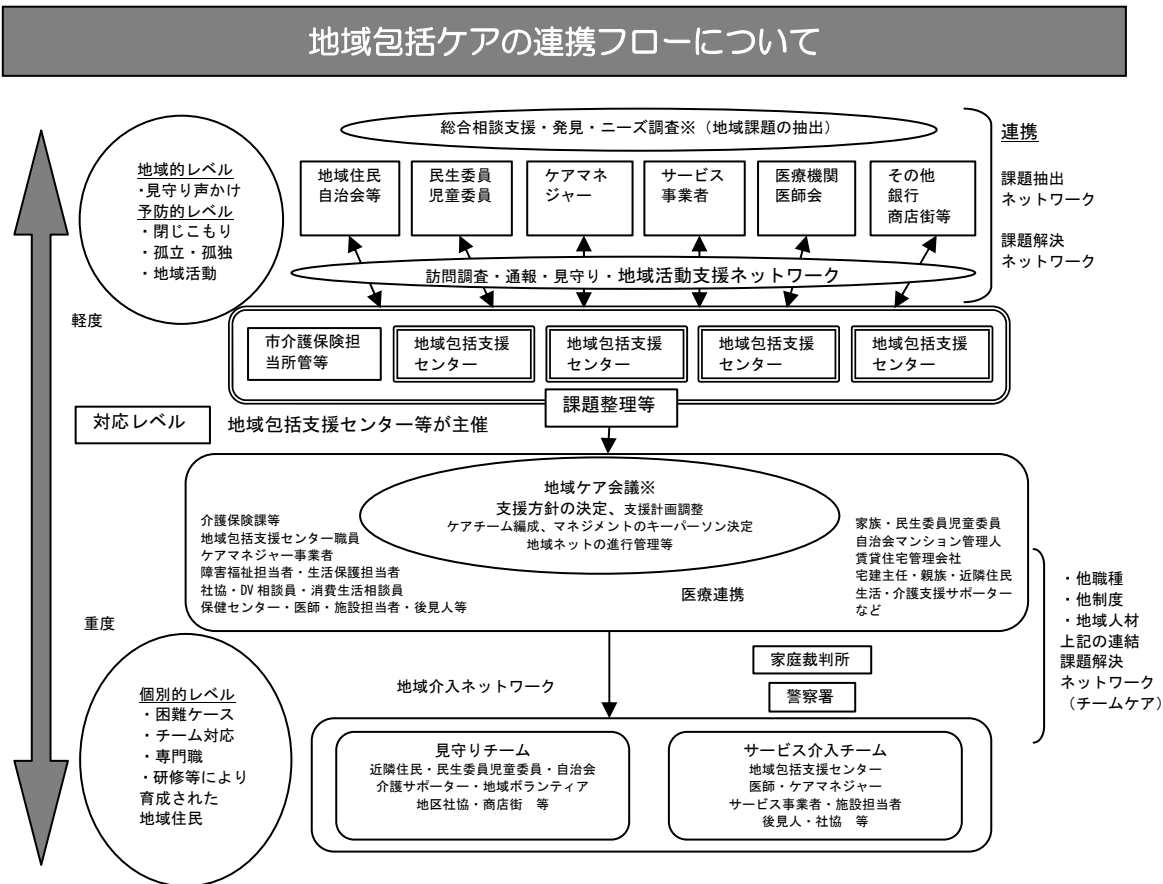
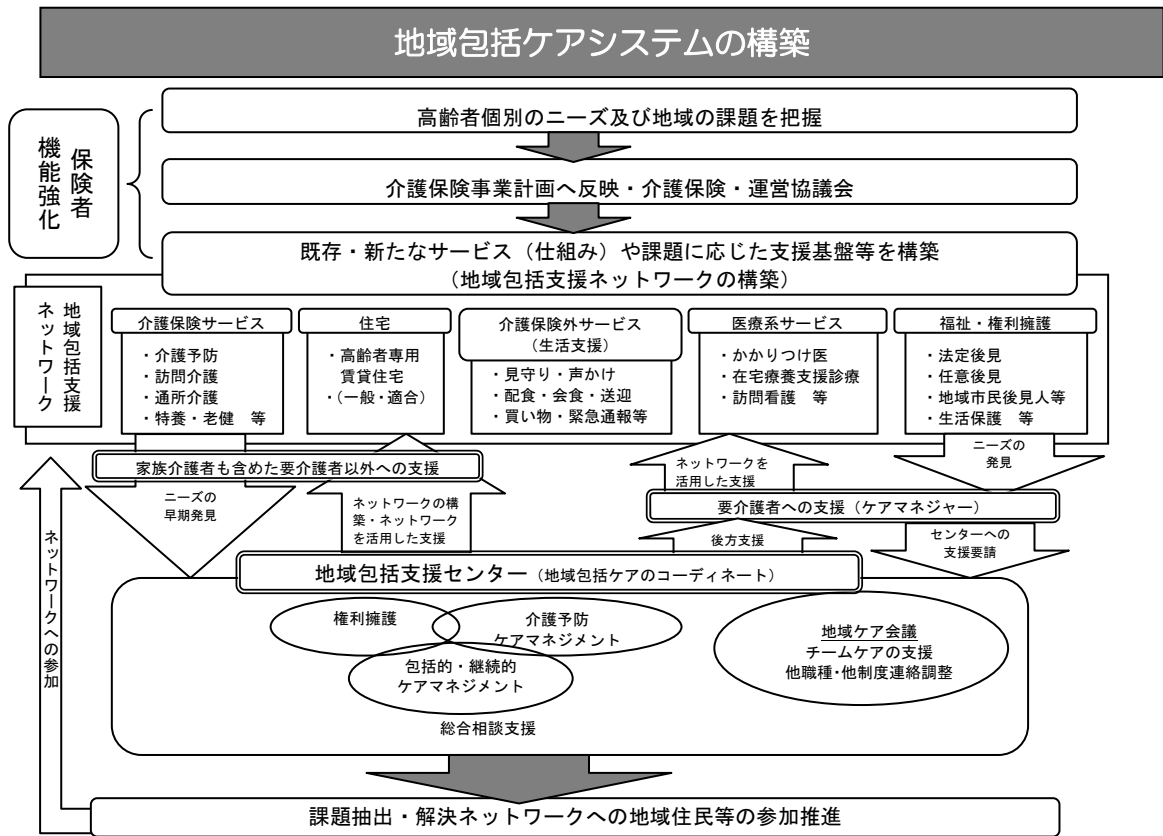
① 地域包括ケアの一層の推進

要介護高齢者や支援を必要とする高齢者を地域全体で支えるためには、日常生活圏域において、介護、医療、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築をめざし、総合的な高齢者施策を展開していきます。



② 介護保険制度の円滑な運営

介護保険の給付の効率化・重点化などを進め、給付と負担のバランスを図ることで、将来にわたって安定した持続可能な介護保険制度を構築していきます。

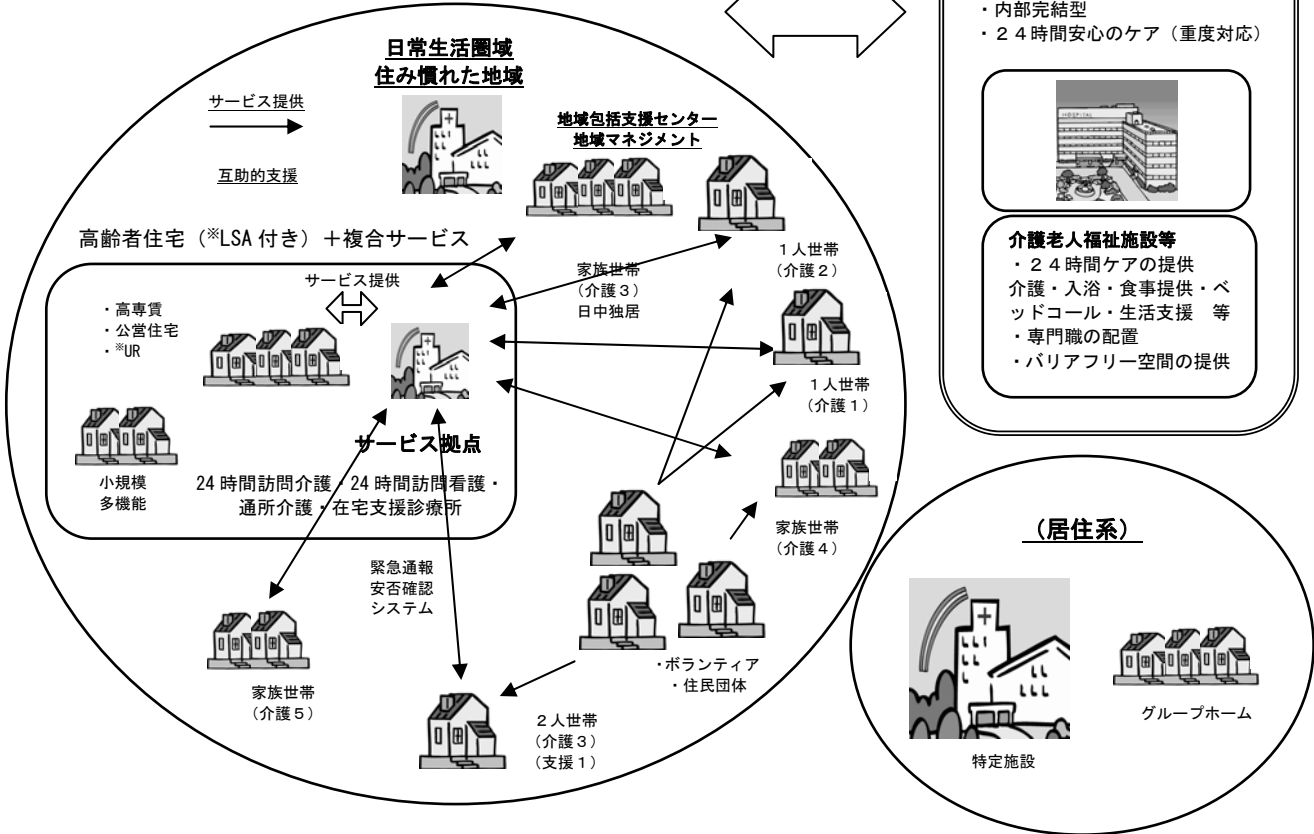
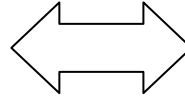


これからの地域包括ケア体制の粗いイメージ

- ・住まいとケアの分離
- ・地域完結型
- ・地域住民による互助活用
- ・なじみの人間関係維持

居宅介護の限界点を高める

整備バランス



■施設において提供される各種生活支援サービスは地域においても不可欠。介護サービスに加えて見守り・配食・安否確認 IT システム・地域送迎等をシステム化して、地域包括ケア体制へ。

4 日常生活圏域と地域包括支援センター

(1) 日常生活圏域の考え方

地域の要介護者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活できるよう、市内における地理的条件、人口、交通事情など、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を設定して取り組むことが計画で求められています。

本市では、第5期計画においても、燕圏域を2圏域と吉田圏域、分水圏域の4つの圏域を単位として日常生活圏域を設定します。

(2) 地域包括支援センター

本市では、地域包括支援センターを各日常生活圏域に1か所ずつ設置しており、合わせて4か所設置しています。

地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核機関であり、その役割はさらに重要となっていることから、相談支援や介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能が強化されるような環境づくりと体制整備を図ります。

5 施策の体系

本市では、高齢者が地域で安心して生活できるよう、保健施策の現状や課題、施策の方向性、並びに介護保険ニーズとサービスの体制整備の方策を総合的にまとめるとともに、基本理念と基本目標を踏まえた施策を体系化し事業を推進していきます。

基本理念

基本目標

施策の方向性

